**業務委託契約書（案）**

１　業務名　　令和7年度「奈良公園ぐるっとバス」運行準備業務

２　履行場所　　奈良中心市街地

３　履行期間　　令和7年　○○月　○○日から

令和7年　3月31日まで

４　業務委託料　　金　○○○,○○○,○○○　円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税に相当する額　　金　○○○,○○○,○○○　円

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　○○年　○○月　○○日

発注者　　住所　奈良県奈良市登大路町30番地

氏名　奈良中心市街地公共交通活性化協議会

会長（奈良市長）　　仲川　元庸 　　印

受注者 住所　○○○○○○○○○○○○○

氏名　○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○　　　　　　　 　印

（総則）

第１条 発注者（以下｢甲｣という。）及び受注者（以下｢乙｣という。）は、この契約書及び仕様書により、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（第三者への業務の委託禁止）

第２条　乙は、業務の全部を一括して又は、主たる部分を第三者に委託してはならない。

２　乙は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（履行報告）

第３条　乙は、仕様書の定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

（仕様書と業務内容が一致しない場合の措置）

第４条　乙は、業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な措置を講じなければならない。

２　前項の場合において、当該不適合が甲の指示によるとき、その他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（業務内容の変更及び中止）

第５条　甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し又は業務を一時中止することができる。この場合において、履行期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、甲が必要な費用を負担する。ただし、バスの運行に係る変更又は一時中止の場合において、甲は10日前までに乙に指示するものとし、甲が、この期間よりも短い期間で指示をした場合は、その差の日数分の運転手の人件費相当分を補填しなければならない。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を補償しなければならないものとし、補償額は、甲乙協議して定める。

（臨機の措置）

第６条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

３　甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第７条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行の確認）

第８条　乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの下、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

（委託料の支払い）

第９条　前条第２項の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

２　甲は前項に規定する請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第10条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）にあるときは、別に定める場合を除き、乙に対し、成果品の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２ 前項の場合において、甲は、同項に規定する履行の追完請求に代え、又は追完請求とあわせて損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３ 第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額請求をすることができる。

1. 履行の追完が不能であるとき。
2. 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
3. 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
4. 前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　第２項の損害賠償の請求及び契約の解除、前項の代金減額請求をすることができない。

５ 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから３年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として第１項の追完請求、第２項の損害賠償の請求及び契約の解除、第３項の代金減額請求をすることができない。ただし、乙が引渡しのときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における損害金等）

第11条　甲の責に帰すべき事由により、業務委託料の支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年10.75％の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

1. 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
2. その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
3. 正当な理由なく、第10条第１項の履行の追完がされないとき。
4. この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

（暴力団排除に係る解除）

第13条　甲は、乙（乙が共同企業体であるときは､その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

1. 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。) 、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。
2. 暴力団(暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
6. この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
7. この契約に係る下請契約等に当たって、第１号から第５号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、甲が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
8. この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

 （談合等による解除）

第14条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

1. 公正取引委員会が乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
2. 公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
3. 公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第62条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
4. 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（乙の解除権）

第15条　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき、この契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約外の事項）

第16条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。